

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-3)、MOX燃料加工施設(1-3)、廃棄物管理施設(2)、濃縮施設(4-3)、濃縮施設(遠心機の更新)(3))」

2. 日時:令和3年1月19日(火) 13時30分~17時30分

3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、森野安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、武田安全審査専門職、藤原安全審査専門職

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他25名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループマネージャー 他2名

関西電力(株) 原燃計画グループマネージャー

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長

電源開発(株) 原子燃料室 上席課長

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、設計及び工事の計画の認可申請及び変更認可申請^{*1~*3}(以下「設工認申請」という。)について、当日提出資料及び令和3年1月12日の提出資料^{*4}に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

○耐震性評価

- ・評価方法等の説明に当たっては、これまでの審査会合で指摘しているとおり、今回の申請範囲に限定せず、申請対象全てを類型化して、類型に含まれる機器等全てに適用できるものとして整理すること。また、評価方法等については、全体像を示した上で、次回以降に詳細説明をするものについては、今回説明が不要である理由を明確にすること。
- ・具体的な評価方法等の説明においては、設計方針等の許可整合性、基準適合性等を踏まえて整理すること。また、既認可の設計から変更してい

る箇所（排気筒位置の変更等）や変更がなくても評価上必要な情報（耐震上の重要な区域の壁及び床に該当する箇所等）は明確にして整理すること。

○設工認に係る資料提出及びヒアリングスケジュール

- ・ 審査に必要な資料が全てあるか全体構成が不明であり、これまでの審査会合で指摘しているとおり、今回の申請範囲に限定せずに全体としての説明方針を整理した上で、次回以降に詳細説明をするものについては、今回説明が不要である理由を明確にすること。
- ・ まずは全体計画の考え方を踏まえて各回での申請範囲を明確にし、その上で申請書での記載の考え方を整理することが必要であり、その際には申請対象設備の抽出の考え方も整理しておくことが必要であるため、これらの整理に関する説明が十分できるように補足説明資料を作成して提出するとともに、ヒアリングスケジュールを整理すること。

（２）日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール」

参考

- ※1 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ※2 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ※3 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認

可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html

※4 令和3年1月12日の面談

「日本原燃(株)再処理施設及びMOX施設の設工認申請に関する資料提出」